

2026 年第 2 回県議会定例会反対討論（2026 年 7 月 8 日）

私は、日本共産党県議として、本議会に提案されました常任委員会付託分および専決処分の議案 23 件、ならびに人事同意議案のうち、「反対」する 5 件についてと、新規提出の陳情 8 件の委員会審査結果に反対するものについて、その理由を述べ討論いたします。

まず、**議案第 67 号**、および**71 号**、**72 号**の 3 件については、「地域限定保育士」制度の導入に関連する条例改正の議案です。

「地域限定保育士」とは、自治体で行われる試験に合格した保育士が、その自治体で 3 年間働くことを条件に、特定の地域で限定的に実施される保育士資格ですが、この「地域限定保育士」制度の導入については、いくつかの問題点があると考えます。

そもそもこの制度は、遡れば 2015 年度から、国家戦力特区に指定された神奈川県、大阪府などの一部の自治体のみで行われていましたが、児童福祉法等の改正により、全国展開できるようになりました。こうした中、本県における試験内容は、実技講習を受ければ、実技試験は免除され、筆記試験のみで可否の判定が行われます。合格後の登録 3 年のうちに、1 年（1,440 時間）以上、県内で実務経験を積み、全国どこでも保育士として働くことが可能となるものです。

このような「地域限定保育士」の導入に問題があると考える**第 1 の理由**は、「地域限定保育士」導入の主たる目的は、保育士不足への対応策であると認識しますが、実際には、保育士不足の解消にはつながらないと考えからです。

すでに先行実施して 10 年が経過する神奈川県や大阪府では、新規資格取得の保育士が増加しても、依然として保育士不足は解消されていません。したがって、保育士不足の解消を確実に図っていくためには、保育士と他産業との賃金格差を是正するとともに、保育士配置基準の改善による保育士の増員が必要と考えます。

第 2 の理由は、「地域限定保育士」の導入は、保育指針に掲げる「子どもの最善の利益」の理念と矛盾すると考えるからです。

保育士は、児童福祉法第 18 条 4 項に明記されているように、「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び保護者に対する保育に関する指導を行う専門職」であり、その知識や技術を生かして「子どもの最善の利益」を保障する職務に従事しています。

保育士資格を得るために、実技を省略し、資格の受験基準を引き下げるとは、保育士養成の後退であり、逆に保育士の処遇改善を阻む要因に繋がりがねないと考えます。

第 3 の理由は、「地域限定保育士」の導入は、技術的な課題を持った保育士が勤務することで、保育現場の管理運営に新たな負担をもたらす、その影響が懸念されるからです。

本県の 2024 年 12 月の「保育士現況調査」によれば、保育士の離職理由は、「妊娠・出産・子育て」が最も多く、次いで「自分の能力・健康・体力への不安」、「責任の重さ・事故への不安」、「職場の人間関係」となっており、「地域限定保育士」の導入は、保育現場に新たな負担をもたらす要因の一つになると考えます。

したがって、これらの問題を内包する「地域限定保育士」制度の導入に関する、**議案第 67 号**、**71 号**、**72 号**については、「反対」を表明します。

次に、**議案第 70 号「鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例制定の件」**についてです。

この議案は、国が新たに令和 8 年度から開始した「子ども・子育て支援」のための納付金を「後期高齢者医療財政安定化基金」から支出するために、条例を改正しようとするものです。

去る 2026 年県議会第 1 回定例会において述べた通り、そもそも少子化対策として、子育て支援を行うことは重要な課題であり、そのための様々な施策について、決して否定するものではありませんが、その財源を県が管理する「国民健康保険財政」から捻出すると条例改正について断固反対したところです。

今議会においても同様に、「子ども・子育て支援」のための財源として、新たに県が管理する「後期高齢者医療財政安定化基金」から拠出すると条例改正ですが、国保財政からの財源の拠出に反対した際と同様の趣旨に基づいて、改めて断固反対するものです。

県としては、国に対して、全国知事会や開発促進協議会などの場を通じて、すべての国民の命を守り、健康を増進するための健康保険財政からの「子ども・子育て支援」のための納付金徴収を見直すよう求めるべきと考えます。

したがって、**議案第 70 号**については、「反対」を表明します。

次に、**議案第 81 号「鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」**についてです。

この議案は、「長期収載品の選定療養」として、後発医薬品（所謂：ジェネリック医薬品）がある先発医薬品を、患者の希望で処方してもらう際に生じる「特別料金」について、これまでの 1/4 から 1/2 に改正するものです。この改正内容について、厚生労働省の HP に紹介されている説明によれば、先発医薬品の価格が 1 錠 100 円、後発医薬品の価格が 1 錠 60 円の場合、現行制度では、差額の 40 円の 1/4 である 10 円を、通常の患者負担とは別に「特別料金」として患者が支払っています。そして、この「特別料金」について、今回の条例改正によって、本年 6 月から 1/4 の患者負担を 1/2 に引き上げるものです。これにより、先程の例で 1 錠 10 円の「特別料金」の患者負担が、単純に 2 倍の 20 円に引き上がるものです。

厚労省の HP で紹介されている事例では、1 錠あたり 10 円の患者負担となっていますが、1 日 3 回服用する場合 10 円 × 3 回で 30 円。これを 1 カ月間続けて服用すると 10 円 × 3 回 × 30 日分で 900 円となります。ただし、この金額は改正前の患者負担額であり、今回の改正によって、この額は 900 円から一気に 2 倍の 1,800 円になります。さらに、高齢者の場合は複数の疾患を患っている場合が多いことから、処方薬が増えることによって、患者負担は相当に増えることとなります。

この間の物価高騰などにより、県民は厳しい生活を強いられており、大切な命と健康をつなぐための薬代の負担が増えることについて、到底同意することはできません。

したがって、全国的に、病院経営は厳しい現状であり、県立病院も例外でないことは承知していますが、公的病院の役割を今一度思い返していただき、県立病院における今回の条例改正については、是非とも再検討していただきたいと考えることから、**議案第 81 号**については、「反対」を表明します。

続いて、総務警察委員会に付託された**陳情第 1039 号、1040 号、1041 号、1043 号の 4 件**については、「**川内原発の乾式貯蔵施設建設に関連する陳情**」であり、委員会の審査結果は、いずれも「不採択」ですが、「採択」すべきことを主張します。

これら 4 件の陳情については、川内原発の安全性に直接関わる問題であり、県民の生命と暮らしを守るためにも、県は住民の声を真剣に受け止め、決して国や電力会社任せにしてはならないと考えます。

今回、新規に提出された**陳情第 1039 号、1043 号**は、川内原発敷地内が最終処分場となってしまうことに関して、強い懸念が示されており、それを回避するために、県は乾式貯蔵施設の建設について、拙速な判断を下さないよう求めるものです。

これまで、国の原子力政策である「使用済み核燃料の再処理」については、青森県六ヶ所村に搬出する計画で準備が進められてきましたが、ご存じのように、六ヶ所村の再処理工場は、1997 年に完成の予定でしたが、これまで 27 回も延期され、現時点においては本格稼働の目途すら立っていない状況です。

現在、川内原発に保管されている使用済み核燃料は、六ヶ所村の再処理工場に搬出され、ガラス固化体により放射能を封じ込める作業を講じた上で、最終処分場に搬出される計画です。

しかし今、六ヶ所再処理工場での安定的なガラス固化体製造が確認できない状況であることを陳情者は告発しています。そして、このような状況が続く中で、川内原発内に乾式貯蔵施設を建設し、使用済み核燃料の貯蔵を認めてしまえば、川内原発敷地内が使用済み核燃料の最終処分場になってしまうことを強く懸念しており、私も陳情者と同じ思いです。

したがって、薩摩川内市を使用済み核燃料の最終処分場にさせないためにも、本陳情については、「採択」すべきことを主張いたします。

さらに、**陳情第 1040 号、1041 号**については、乾式貯蔵施設の建設計画について、「住民説明会」を開催することを求める陳情です。

陳情者である、「川内原発の乾式貯蔵を考える会」は、これまで 4 カ月間にわたって「アンケート調査」を行い、回答者 1,153 人のうち「乾式貯蔵施設の建設計画を知っているか」との問いに、653 人 (56.6%) が「知らない」と回答し、実に 1,062 人 (92.2%) が「住民説明会を実施すべき」と答えたとのことです。

先にも述べたように、九州電力が建設を計画している乾式貯蔵施設は、施設そのものの安全性や、国が示す使用済み核燃料の最終処分について、多くの県民が不安と懸念を抱いていることから、少なくとも、九州電力や原発問題に詳しい識者による住民説明会は実施すべきであり、県議会として、それを九州電力や県に求めることは極めて重要と考えることから、本陳情については、「採択」すべきことを主張いたします。

次に、同じく総務警察委員会に付託された、**陳情第 1042 号「県警不祥事問題で参考人招致を求める陳情」**について、委員会の審査結果は、「不採択」ですが、「採択」すべきことを主張いたします。

この陳情は、これまでの鹿児島県警の不祥事問題の解明のために、総務警察委員会において参考人招致を行うことを求めるものです。

この問題については、これまで多くの県民から、県議会に対して「100 条委員会の設置を

求める陳情」や「真相解明を求める陳情」が出されてきたことを重く受け止め、早急に県議会に 100 条委員会を設置し、真相解明を行うことによって、県民の信頼を一刻も早く取り戻すことが重要と考え、これまで再三にわたって求めてきましたが、残念ながら現時点においては、設置に至っていません。

これまで、総務警察委員会においは、100 条委員会に準ずるものとして、「参考人招致」が行われたものと理解しますが、回数もわずかであり、招致を求めた参考人に断られるなど、真相究明には程遠い状況となっています。

今回の陳情は、これまでの県議会での議論の経過を踏まえ、何としてもこの問題について迷宮入りをさせないために、改めて「参考人招致」を行うよう求める陳情であると受け止めます。

したがって、県議会として、本陳情の趣旨を最大限受け止め、県民の思いに応えるためにも、早急に「参考人招致」を行うことが必要と考えることから、本陳情については「採択」を主張します。

最後に、環境厚生委員会に付託された陳情第 5032 号、5033 号、5034 号の 3 件については、「(仮) かごしま郡山風力発電事業」に関する陳情であり、委員会の審査結果は、いずれも「継続審査」ですが、「採択」すべきことを主張いたします。

まず、陳情第 5032 号については、(仮) かごしま郡山風力発電事業計画区域内において、環境影響評価手続き終了後に、県指定希少野生植物である「カンラン」及び絶滅が危惧される希少生物の「ミドリムヨウラン」、「ウスギムヨウラン」の生育が確認されたとの情報が、地元愛好家によって県に報告されました。その後、県の説明によれば、情報提供を受けた事業者が行った現地調査に県も同行し、その生育を確認したとのことです。

これまで県は、環境影響評価準備書の知事意見において、「環境影響評価の過程及び事業実施段階以降において、重要な動植物の生息・生育が確認されるなど、新たな事実が判明した場合には、適切に環境保全措置を講ずること」を求めています。これに対し事業者は、この知事意見を受け止め、「適切な環境保全措置を講じます」と応じているとのことです。現段階においては、事業者の真摯な対応を見守ることが必要と考えますが、一方では、全国的に太陽光や風力発電などの建設の際に生じる大規模な林地開発などによって、地元住民との間で大きなトラブルに発展してきた事例がこれまで散見されてきたことから、陳情者が県に求めている事業者への指導・助言について尽力することも極めて重要と考えます。

したがって、陳情第 5032 号については、「採択」を主張します。

次に、陳情第 5033 号、5034 号については、(仮) かごしま郡山風力発電事業において、風車から最も近く、直接的に影響を受ける範囲と認められる地区の自治会長から、新たに提出されたものです。

まず、陳情第 5033 号は、本事業の地元説明会において、新たに判明した大規模な「残置森林」について、事業者は「造成森林」として扱っていないかどうかを確認し、しっかりと対処することを求めるものです。

そもそも「残置森林」とは、大規模な林地開発区域の中で、「一切手をつけずに、そのままの状態に残す森林」のことであり、もともとあった豊かな生態系の保護、山の斜面崩壊の防止、周囲の景観保持などのために残される森林であり、保水力や地盤の安定性が非常

に高いのが特徴です。

一方、「造成森林」とは、開発のために木を伐採し、地面を削った場所に、新しく植林して作り直す森林のことであり、土砂災害を防ぐためには、圧倒的に「残置森林」の方が有効です。そのため、林地開発の許可基準では、「災害が起きやすい場所には、しっかり『残置森林』を残すこと」が義務づけられています。

土砂災害を懸念する地元・梨木野地区の住民にとって、この問題は極めて重要であり、この「残置森林」と「造成森林」について、事業者がどのように捉え、建設計画にどう反映されているか説明を求めています。現時点において、事業者からの説明では全く確認できていないことから、今回の陳情に至ったものと聞いています。

こうした背景のもとに提出された本陳情については、地元住民の生命と暮らしを守ることを最優先に考え、直ちに「採択」すべきことを強く主張いたします。

最後に、**陳情第 5034 号**については、梨木野地区に流れる川の上流に、大きな「ため池」が存在することが最近になって明らかとなり、その下流に位置する梨木野地区住民は、新たに「ため池の決壊」が大きな懸念材料となっています。

陳情者によれば、「梨木野地区は、川の下流域に民家が存在していますが、急峻な地形を伴っているため、大雨時には大きな岩が音を立てて動いています。」と、この地区は脆弱な地盤であることを住民自らが訴えており、巨大風力発電施設の建設に伴う土石流や盛土崩壊などの土砂災害を、地元住民は非常に危惧されています。

このような中、巨大な「ため池」の存在が明らかとなり、住民生活を脅かす新たな問題が浮かび上がってきたものです。

さらに事業者は、風力発電施設のメンテナンスを行うための「管理道路」を新たに建設する計画ですが、地元住民は、「既設道路の利用で十分に機能を果たせる」と指摘しており、自然環境をできる限り守るためにも、住民からの提案を十分に検討すべきと考えます。

したがって、以上の理由から、**陳情第 5034 号**については、「採択」を主張します。

以上、議案 5 件および陳情 8 件について、委員会審査結果に対する反対意見を述べ、討論を終わります。